

○財務省告示第五百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 亀井 善之

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札により各申込みの応募の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「

九 振 額
替 単
位

十 一 発 行 日

イ 価 格 競 争

ロ 入 札 発 行

非 競 争 入

札 発 行

十 二 利 率

十 三 の 経 過 利 子

の 払 込 み

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金

額の整数倍の金額によるものと

する。平成十五年七月二十二日

平成十五年七月二十二日

額面金額百円につき百円一銭以

上のそれぞれに応募価格

額面金額百円につき百円五銭

年〇・五パーセント

(一) 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に加え、次の算

式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込

むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{32}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式よ

り算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額(た

だし、当該国債を発行時にお

て取得する者が非居住者又は

外国法人である場合には、前記

(一)の算式により算出した金額

に当該非居住者又は外国法人

が適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額)を控除すること

ができる。

平成十五年十二月二十日を支払

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成十五年七月二十二日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成二十年六月二十日 利率をその日以前六月間に属す いて、その日以前六月間に属す 日を、支払期とし、各支払期にお 毎、年六月二十日及び十二月二十 日を支払期とし、各支払期にお 日を支払期とし、各支払期にお

期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払 期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う（以 下、次号及び第十六号において 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$